

特定非営利活動法人 各位

岸和田市市民環境部自治振興課長

特定非営利活動促進法（NPO法）の一部を改正する法律の施行日の確定及びこれに伴う特定非営利活動法人の定款変更について（お知らせ）

平素より、本市の協働推進事業にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、平成 29 年 2 月 10 日付けでお知らせいたしました「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）の一部の施行日が確定しましたので、下記のとおりお知らせします。

これに伴いまして、施行日までに特定非営利活動法人における貸借対照表の公告方法を選択し、定款において明らかにする必要があります。未対応の特定非営利活動法人におかれましては、必要に応じて、定款変更手続きを行っていただきますようお願いいたします。

なお、下記施行日までは、従前どおり「資産の総額」の登記が必要であり、施行日以前に作成した貸借対照表で直近のもの（特定貸借対照表）についても公告が必要となります。詳しくは別添資料をご覧ください。

なお、岸和田市では定款変更の事前相談を受け付けていますので、ご不明な点等ございましたら、自治振興課までお問い合わせください。

記

改正法の一部の施行日（貸借対照表の公告に係る規定（法第 28 条の 2）の施行日）

「平成 30 年 10 月 1 日」

【お問合せ先】

岸和田市 市民環境部自治振興課 協働推進担当

TEL 072-423-9740 FAX 072-423-6933

Eメール jichi@city.kishiwada.osaka.jp

